様式第56号（第131条関係）

|  |
| --- |
| 　　　　請　　書（物品の修理） 江北町長 　　　 様 |
| 契約金額 | （うち消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　　　　　　　　円） | 納入期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 品 名 | 規 格 | 数 量 | 単　価 | 金　　額 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  　上記物品の納入については下記の条件によりお請けいたします。 １　物品の修理については、すべて町の指示に従います。 ２　町の承諾を得ないで、この修理に関する権利義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。 ３　修理した物品を町が合格と認定し、町から受領書を交付される前に生じた一切の損失は、すべて当方が負担します。なお、検査後、１年以内に町の故意又は過失によらないで、修理箇所に破損その他不完全な箇所を生じたときは、無償で手直しいたします。 ４　当方が不可抗力その他正当な理由によらないで納期を誤った場合には、契約金額につき、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入期限を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する財務大臣が定める率で計算した額を支払います。　５　当方の責めに帰する事由により契約を解除されたときは、違約金として契約金額の１０％を支払います。　６　現在及び将来にわたり、自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から５年を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、及びこれらの者と何ら関係を有していないことを確約します。　７　町の都合でこの契約を解除されたときで損害がある場合は、相当の補償の申し出をいたします。　８　この件について疑義が生じたときは協議のうえ定めます。　　　　　年　　月　　日 　　 住　　所 　　 氏　　名 　　　 　㊞ |